

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金

(既築住宅における高性能建材導入促進事業)

交付規程

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(既築住宅における高性能建材導入促進事業) 交付規程

平成25年5月16日
S I I - 2 5 B - 規程 - 0 0 3

(通則)

第1条 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱(20130305財資第5号。以下「交付要綱」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「S I I」という。)が行う、経済産業省からの交付要綱第3条に基づく補助金の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象、補助率、補助金の上限額)

第3条 S I Iは、住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業(既築住宅における高性能建材導入促進事業)(以下「補助事業」という。)を行おうとする者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてS I Iが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費の区分、補助率、補助金の上限額は、別表のとおりとする。

(補助対象となる建材)

第4条 本事業で対象とする建材は、以下のとおりとする。

- (1) 窓(サッシ・ガラス)はU値2.33以下、断熱材はR値2.7以上を満たし、かつS I Iの審査により認められ登録されたものとする。
- (2) 戸建住宅の改修に用いられる窓、断熱材である。ただし集合住宅においてはガラスも対象とする。
- (3) 未使用品に限る。

※オフィス、ホテル向け等の業務用建築物に用いられる窓、ガラス、断熱材は補助対象外とする。

※S I Iに登録されていない窓、ガラス、断熱材を用いた改修工事は補助対象外とする。

※リース製品は補助対象外とする。

(予約者の決定)

第5条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、様式第1による補助事業申請書を、S I I が定める書類を添付して、別に定める時期までに提出し、S I I から適正な事業内容であることの確認を受けなければいけない。

- 2 S I I は予算の範囲内において、申請を先着順に受け付ける。
- 3 S I I は受け付けた申請に係る補助金の予定額が予算の範囲を超えると認められるときは、補助金申請の受付を停止する。
- 4 公募期間、申請及び申請方法に係る手続きの詳細は別に定める公募要領による。
- 5 S I I は、第1項の規定による補助事業申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査を行い、適正な内容であると認められる補助事業者（以下、「予約者」という。）に対しその旨を通知するものとする。
- 6 S I I は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 7 S I I は、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を予約者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 予約者は、当該通知に係る通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、様式第4による補助事業申請取下書をS I I に提出し、その承認を得なければならない。

(工事の完了)

第7条 予約者は、S I I が定める期日までに、当該対象工事（以下「工事」という。）を完了しなければならない。

(計画変更等の承認等)

第8条 予約者は、補助事業申請書で提出された工事の内容をやむを得ない理由で変更する必要があるとき、あらかじめ様式第2による計画変更申請書をS I I に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 S I I は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を通知するものとする。
- 3 S I I は、前項の承認に際して必要な条件を付することができるものとする。

(事故の報告)

第9条 予約者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第3による事故報告書をS I I に提出し、その指示に従わなければならない。

(交付の申請)

第10条 予約者は、工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又はS I Iが定める期日のいずれか早い日までに、様式第5による補助金交付申請書（兼工事完了報告書）をS I Iに提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 S I Iは、前条の規定による補助金交付申請書（兼工事完了報告書）の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第6による補助金交付決定通知書により、その旨を通知するものとする。

2 S I Iは、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 S I Iは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 S I Iは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助金の対象となる工事の内容は、補助金交付申請書（兼工事完了報告書）に記載されたとおりとする。

(2) S I Iは、第14条の規定に基づき、提出された補助金交付申請書（兼工事完了報告書）の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

(3) 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。

② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。

③ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

④ S I Iの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

⑤ 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

(4) その他、S I Iの付した条件を遵守しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I Iの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し

て債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 S I Iが第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がS I Iに対し、民法（明治29年法律第89条）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、S I Iは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がS I Iに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) S I Iは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) S I Iは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議により、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならない。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I Iが行う弁済の効力は、S I I事務局長が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（補助金の額の確定等）

第14条 S I Iは、第10条の補助金交付申請書（兼工事完了報告書）を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その申請に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに補助事業者の決定において補助事業申請書で確認された額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

（補助金の支払）

第15条 S I Iは、第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

（手続）

第16条 補助事業者は、第5条の補助事業申請書、第6条の補助事業申請取下書、第8条第1項の計画変更申請書、第9条の事故報告書、及び第10条の補助金交付申請書（兼工事完了報告書）の手続の代行を、工事を実施する者（以下「手続代行者」という。）に対し依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施するものとする。
- 3 補助事業者及び手続代行者は、S I Iに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはならない。
- 4 S I Iは、補助事業者及び手続代行者が偽りその他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、補助事業申請により得た権利の失効、及び交付申請の却下を行うことができるものとする。この場合において、S I Iは、S I Iの所管する契約の全部又は一部について一定期間指名等の対象外とすること、並びに補助事業者の名称、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

(協力)

第17条 S I Iは、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは補助事業者及び手続代行者に対し、協力を求めることができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第18条 S I Iは、次の各号の一に該当する場合は第11条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令若しくは本規程に基づくS I Iの処分又は指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 S I Iは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 4 S I Iは、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限内に当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 5 S I Iは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
 - 6 第4項の補助金の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金の計算)

第19条 S I Iは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した

補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20条 S I Iは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産の管理等)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 S I Iは、補助事業者が取得財産を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をS I Iに納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第22条 取得財産のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、S I Iが別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第7による財産処分申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。

4 S I Iは、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。

5 前条第2項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第2項の規定は適用しない。

(その他の必要な事項)

第23条 S I Iは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びS I Iが業務契約等を締結するすべての者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項はS I Iが別に定める。

附 則

この規程は、経済産業大臣が承認した日から施行する。

(別表)

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（既築住宅における高性能建材導入促進事業）
補助対象経費の区分、補助率、補助金の上限額

対象経費の区分	内容	補助率	補助金
(1) 材料費	補助事業の実施に必要な高性能建材（窓、ガラス、断熱材）の購入費用 ※「高性能建材」であるとS I Iが認め、登録されたもの以外は補助対象外とする	1 / 3 以内	上限額 1 5 0 万円 / 戸
(2) 工事費	高性能建材の設置取付費用		

※申請代行手数料・消費税は、補助対象としない。

※原則として、S I I が認めた工事費以外は補助対象としない。

【 個人 】

様式第1 (補助事業申請書)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

申請者 郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名

印

電話番号

手続代行者 郵便番号

住所

会社名

代表者等名

印

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(既築住宅における高性能建材導入促進事業)
補助事業申請書

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)交付規程第5条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の補助金の申請をします。

1. 工事対象住宅の情報

申請住宅の住所	〒 都道府県 市区町村			
住宅区分	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 集合住宅	地域区分	I a ・ I b ・ II ・ III ・ IV a ・ IV b ・ V ・ VI

2. 補助金交付申請予定額

--

円 (対象費用の1/3) 税抜

※補助限度額 一戸あたり150万円

3. 工事期間

着工予定日	平成 年 月 日	完了予定日	平成 年 月 日
-------	----------	-------	----------

4. 手続代行者連絡先

会社名			所属	
担当者			E-mail	@
住所	〒 都道府県 市区町村			
電話番号	() -	緊急連絡先 (携帯等)	() -	
FAX番号	() -			

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、既築住宅に省エネルギー性能の高い高性能建材を導入しようとする方に交付するものです。

【 集 合 住 宅 一 括 】

様式第1 (補助事業申請書)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

申 請 者 郵 便 番 号

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

電 話 番 号

手 続 代 行 者 郵 便 番 号

住 所

会 社 名

代 表 者 等 名

印

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(既築住宅における高性能建材導入促進事業)
補助事業申請書

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)交付規程第5条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の補助金の申請をします。

1. 工事対象住宅の情報

申請 集合住宅の 住所	〒 都道府県 市区町村			総戸数	戸
	建物名				
申請者区分	<input type="checkbox"/> 管理組合法人の代表者	<input type="checkbox"/> 法人でない管理組合の代表者	集合住宅(賃貸)の所有者 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人	社宅の所有者 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人	
住宅区分	<input type="checkbox"/> 集合住宅(分譲)		<input type="checkbox"/> 集合住宅(賃貸)	<input type="checkbox"/> 社宅	
地域区分	I a・I b・II・III・IV a・IV b・V・VI				

2. 補助金交付申請予定額

円(対象費用の1/3)税抜

※補助限度額 一戸あたり150万円

3. 工事期間

着工予定日	平成 年 月 日	完了予定日	平成 年 月 日
-------	----------	-------	----------

4. 手続代行者連絡先

会社名		所 属	
担当者		E-mail	@
住 所	〒 都道府県 市区町村		
電話番号	() -	緊急連絡先 (携帯等)	() -
F A X 番号	() -		

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、既築住宅に省エネルギー性能の高い高性能建材を導入しようとする方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

予約者 郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

電話番号

手続代行者 郵便番号

住 所

会 社 名

代表者等名

印

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(既築住宅における高性能建材導入促進事業)
計画変更申請書

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)交付規程第8条第1項の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る計画変更を申請します。

1. 工事内容の変更

申請時の工事内容	変更後の工事内容

2. 変更の理由

※工事内容の変更によって補助金交付申請予定額に変更が生じる場合であっても、予約者決定通知に記載された金額が上限になります。

(手続代行者連絡先)

会社名		所 属	
担当者		E-mail	@
住 所	〒 都道府県 市区町村		
電話番号	() -	緊急連絡先 (携帯等)	() -
F A X 番 号	() -		

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、既築住宅に省エネルギー性能の高い高性能建材を導入しようとする方に交付するものです。

予約者番号

様式第3 (事故報告書)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

予約者 郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名

印

電話番号

手続代行者 郵便番号

住所

会社名

代表者等名

印

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(既築住宅における高性能建材導入促進事業)
事故報告書

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)交付規程第9条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の事故について報告します。

1. 事故の原因および内容

2. 事故に対してとった処置

3. 事故が工事に及ぼす影響

4. 工事の遂行及び完了予定

(手続代行者連絡先)

会社名		所属	
担当者		E-mail	@
住所	〒 都道府県 市区町村		
電話番号	() -	緊急連絡先 (携帯等)	() -
FAX番号	() -		

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、既築住宅に省エネルギー性能の高い高性能建材を導入しようとする方に交付するものです。

予約者番号

様式第4（補助事業申請取下書）

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

予約者 郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名

印

電話番号

手続代行者 郵便番号

住所

会社名

代表者等名

印

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
（既築住宅における高性能建材導入促進事業）
補助事業申請取下書

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（既築住宅における高性能建材導入促進事業）交付規程第6条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業申請の取下げを申請します。

1. 補助金交付申請予定額

円

2. 取下げの理由

（手続代行者連絡先）

会社名		所属	
担当者		E-mail	@
住所	〒 都道府県 市区町村		
電話番号	() -	緊急連絡先 (携帯等)	() -
FAX番号	() -		

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（既築住宅における高性能建材導入促進事業）は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、既築住宅に省エネルギー性能の高い高性能建材を導入しようとする方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
 代表理事 赤池 学 殿

補助事業者 郵便番号
 住所
 (ふりがな)
 氏名
 電話番号

印

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
 (既築住宅における高性能建材導入促進事業)
 財産処分申請書

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)交付規程第22条第3項の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る財産処分の届出を申請します。

1. 処分方法

売却	譲渡	交換	貸与	廃棄	その他(具体的に)
----	----	----	----	----	-----------

その他(具体的に)

2. 処分の時期

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

3. 処分の理由

4. 処分の条件 (処分することにより収入がある場合には、その金額も記載すること。)

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
 一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(既築住宅における高性能建材導入促進事業)は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、既築住宅に省エネルギー性能の高い高性能建材を導入しようとする方に交付するものです。